

# なら食と農の魅力創造国際大学校 学生募集広報業務（ホームページ・DM）説明書

## I 業務概要

### 1. 業務の目的

なら食と農の魅力創造国際大学校（以下、大学校という。）の平成31年度の学生募集に向け、フードクリエイティブ学科およびアグリマネジメント学科の学生募集について広く周知する。

### 2. 業務内容

進学情報ホームページへの情報掲載、またDMの作成発送代行等による、大学校の学生募集のPR業務

#### (1) 進学情報ホームページへの情報掲載

大学や専門学校等の情報を多数掲載する進学情報専門ホームページに学生募集情報を掲載する。学生募集に向けて効果的な掲載形態、掲載開始時期、スマートフォン閲覧への対応等を提案すること。なお、自社又はグループ会社において、進学情報専用ホームページを開設していること。

#### (2) DMの作成発送代行（※ フードクリエイティブ学科のみ実施）

大学や専門学校への進学を希望する高校生宛に大学校DMの作成から印刷・発送を行う。DMはA4カラー両面1枚、高校生のリストは自社又はグループ会社で保有するものを使用することとし、発送対象者を1000以上、居住地域として近畿圏および東京都の学生を含むこと。自社発行の進学情報誌への同封も可とする。その他、学生募集に効果的な紙面構成、発送時期、通数、学生の進学希望分野、発送先の地域、実施回数等を提案すること。なお、紙面、送り状又は封筒のいずれかに自社から発送されたものであることを明記すること。

#### (3) その他の効果的な広報の提案

その他、進学ガイダンス等への出展、進学情報誌・新聞・その他雑誌・進学情報ポスター等その他の広報媒体への情報掲載、SNS（フェイスブックやインスタグラム等）を利用したPR等、効果的で費用対効果の高い広報を提案する。

#### (4) 本業務を円滑に遂行するために必要となる業務

### 3. 委託上限額

4,065,040円（消費税および地方消費税の額を含む）以内とする。

### 4. 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 奈良県における競争入札参加有資格のうち「Q2（電算業務）」に登録している者であること。または、技術提案書の提出時までに資格者の登録申請を終えていること。
- (2) 本件業務と同類の業務を実施した実績を有する者であること。
- (3) 自社又はグループ会社において、進学情報専用ホームページを開設していること。
- (4) なら食と農の魅力創造国際大学校学生募集広報業務（ガイダンス・雑誌・ホームページ）に参加表明書を提出していないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 国税および地方税を滞納していない者であること。
- (7) 奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (9) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (10) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者および禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。
- (11) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (12) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人でないこと。
- (13) 上記（11）および（12）並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動

- (暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。)を行う法人でないこと。
- (14) 役員等(役員および経営に事実上参加している者。以下同じ。)が暴力団等の利益となる活動を行う法人でないこと。
- (15) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。)を継続的に有している法人でないこと。

## 5. 履行期間

契約締結日から平成31年3月25日(月)まで

## 6. 成果品

- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| (1) 実施状況報告書                        | 2部 |
| (2) 情報掲載を行ったホームページ画面出力             | 2部 |
| (3) 発送を行ったDMおよび発送日、発送数、発送地域等の分かる書類 | 2部 |

## II 参加表明書の提出

### 1. 参加表明書の作成および提出方法

#### (1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、様式1-1に示すとおりとする。

参加資格を確認するために、様式1-2に同類業務の実績(最大5件)、様式1-3に進学情報専用ホームページ開設状況を記載すること。

#### (2) 受付期間

平成30年2月26日(月)から平成30年3月12日(月)の午後5時まで。

ただし、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

#### (3) 提出先

なら食と農の魅力創造国際大学校安倍校舎 食・研修係

TEL 0744-46-9700 (ダイヤルイン)

FAX 0744-46-3370

住所 〒633-0044 奈良県桜井市大字高家2217

#### (4) 提出物および提出部数

- ・様式1-1 参加表明書 1部
- ・様式1-2 同類業務の実績 1部
- ・様式1-3 進学情報専用ホームページ開設状況 1部

#### (5) 提出方法

持参または郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

### 2. 参加表明書の作成に関する質問の受付

#### (1) 受付期間

平成30年3月5日(月)の午後5時まで。

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月31日奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

#### (2) 提出先

IIの1の(3)の提出先と同じ。

#### (3) 提出方法

FAXで提出し、電話にて受信の確認をすること。

担当者名および連絡先(電話番号、FAX番号)を明記すること。

#### (4) 回答

平成30年3月6日(火)までに、全質問に対する回答をなら食と農の魅力創造国際大学校ホームページ(お知らせページ)において公表する。

### 3. 技術提案書の提出を依頼する者の選定

参加表明書を審査し、参加表明書を提出した者のうち下記の要件を満たす者を技術提案書の提出を依頼する者として選定する。なお、参加資格を有すると確認された者が6者以上の場合、書類審査を行い、技術提案書の提出者を上位5位まで選定する。

#### (1) 奈良県における競争入札参加資格に関する要件

参加表明書を提出する者は、奈良県における競争入札参加有資格のうち「Q2（電算業務）」に登録している者であることとする。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、技術提案書の提出時まで資格者の登録申請を終えていることを条件とし、様式1-1に登録申請予定年月日を記載すること。入札参加資格を得るために必要な書類等は、次に示す場所に問い合わせること。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）  
TEL 0742-27-8908（ダイヤルイン）

#### (2) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、Iの2の業務内容に示す同類業務について、平成26年度から平成28年度までに1件以上の完了した実績を有さなければならない。なお、同類業務とは、大学および専門学校の学生募集広報にかかるIの2の(1)の業務とし、様式1-2に実績を5件分まで記載できるものとする。

#### (3) 自社又はグループ会社における進学情報専用ホームページ開設に関する要件

参加表明書を提出する者は、自社又はグループ会社において進学情報専用ホームページを開設していることを要件とし、様式1-3にその概要を記載すること

なお、本委託業者募集におけるグループ会社とは、20%以上の出資関係を有する会社とし、グループ会社の情報誌、ホームページを記載する場合は、最新の決算報告書等、出資関係を示す書面の写しを添付すること。

### 4. 選定、非選定の通知

(1) 参加表明書を提出した者には、技術提案書の提出依頼または非選定の通知を行う。このうち、選定しなかった者に対しては、その理由を書面により通知する。

(2) 非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、書面により行うこととし、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内の消印で郵送する。

(4) 非選定理由の説明書請求の受付方法、場所および受付期間は以下のとおり。

- ・受付方法：持参または郵送。  
※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。
- ・受付場所：IIの1の(3)の提出先と同じ。

## III 技術提案書の提出

### 1. 技術提案書の作成および提出方法

#### (1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、様式2-1～3に示すとおりとする。

技術提案書には事業の目的および業務内容を踏まえ、次の事項について記載すること。

#### 【様式2-2 実施体制】

実施体制および業務の分担について、総括責任者、進学情報ホームページ掲載担当、その他の提案事業担当等を、その実績を含めて具体的に明記すること。

A4版2ページ以内に記載すること。（片面印刷・カラー可）文字サイズは図表を除き10.5ポイントとする。

#### 【様式2-3 企画提案】

下記の各項目について、A4版10ページ以内に記載すること。（片面印刷・カラー可）文字サイズは図

表を除き10.5ポイントとする。

**①学生募集広報方針（必須項目）**

学生募集広報方針を記載するとともに、全体の事業スケジュールおよび各広報媒体の連携等について記載すること。

**②進学情報ホームページへの情報掲載（必須項目）**

効果的な進学情報専門ホームページへの学生募集情報の掲載を提案すること。

ホームページ概要（サイト名、アドレス、月平均アクセス数）、掲載形態（掲載ページ見本等）、掲載開始時期、情報更新可能回数、スマートフォンへの対応状況等について具体的に記載すること。

**③DMの作成発送代行（必須項目）（※フードクリエイティブ学科のみ実施）**

効果的なDMの作成発送について提案すること。

DMはA4カラー両面1枚、高校生のリストは自社又はグループ会社で保有するものを使用することとし、発送対象者を1000人以上、居住地域として近畿圏および東京都の学生を含むこと。自社発行の進学情報誌への同封も可とする。

DMの概要（紙面構成等）、発送対象者（進学希望分野、地域、通数等）発送時期、実施回数等を具体的に記載すること。

進学情報誌への同封を提案する場合は、対象進学情報誌名と雑誌概要、DM概要（印刷予定枚数等）、掲載記事概要（記事サイズ、色等）、発行時期、配布先、配布方法等を具体的に記載すること。

なお、どちらの場合も紙面、送り状又は封筒のいずれかに自社から発送されたものであることを明記すること。

紙面構成、発送時期、通数、学生の進路希望分野、発送先の地域、実施回数等

**④その他の効果的な広報の提案（任意項目）**

高等学校内ガイダンスへの出展、新聞・その他雑誌・進学情報ポスターへの広報媒体への情報掲載、SNS（フェイスブックやインスタグラム等）を利用したPR等、効果的でありかつ費用対効果の高い広報ツールを提案する場合は、具体的に記載すること。

**【共通事項】**

**①技術提案書の作成に当たっては、次の資料を参考とすること**

- ・参考資料1：学生募集パンフレット（平成29年4月発行版）
- ・参考資料2：学生募集スケジュール（案）

※参考資料2については、平成30年2月26日（月）～3月26日（月）の間、Ⅲの1の（4）の提出先と同じ場所にて閲覧可能。

**②業務内容には、各広報媒体向け掲載記事の作成も含む。なお、参考資料1の学生募集パンフレットのデータは、掲載記事作成の用途に限り貸与する。**

**（2）技術提案書作成上の留意事項**

- ①技術提案書には、提出者（再委託先を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないこと。記載がある場合はその項目を無効とする。
- ②技術提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法に拠るものとする。
- ③技術提案書の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ④提出された技術提案書は返却しない。また、技術提案書を無断で他に使用することは出来ない。
- ⑤技術提案書がこの書面および別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする。
- ⑥技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

**（3）受付期間**

平成30年3月13日（火）から平成30年3月26日（月）の午後5時まで  
ただし、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

**（4）提出先**

なら食と農の魅力創造国際大学校安倍校舎 食・研修係  
TEL 0744-46-9700（ダイヤルイン）  
FAX 0744-46-3370  
住所 〒633-0044 奈良県桜井市大字高家2217

**（5）提出物および提出部数**

- ・様式2-1 技術提案書 1部
- ・様式2-2 実施体制 正本1部、副本5部

- ・様式2-3 企画提案                      正本1部、副本5部
- ・参考見積書（任意様式）              1部

(6) 提出方法

持参または郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

2. 技術提案書作成に関する質問の受付

(1) 受付期間

平成30年3月19日（月）の午後5時まで。

ただし、受信の確認は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

(2) 提出先

Ⅲの1の(4)の提出先と同じ。

(3) 提出方法

FAXで提出し、電話にて受信の確認をすること。

担当者名および連絡先（電話番号、FAX番号）を明記すること。

(4) 回答

平成30年3月20日（火）までに、全質問に対する回答をなら食と農の魅力創造国際大学校ホームページ（お知らせページ）において公表する。

3. 技術提案書を選定するための評価基準

技術提案書の評価基準は下記のとおりとする。なお、正式な評価基準については技術提案書提出依頼時に示す。

評価項目	評価基準
実施体制	業務を遂行するために必要な体制・人員が確保されており、効果的な学生募集広報が実行できる
	本件業務と同類の業務を実施した実績がある
企画力	業務の趣旨を十分理解し、目的に合致した提案となっている
	効果的で実行可能なスケジュールを立案している
	進学情報ホームページへの掲載について、学生募集に効果的な内容が提案されている
	DMの作成発送について、学生募集に効果的な内容が提案されている
	その他の効果的な広報が提案されている
業務コストの妥当性	提案内容を実現するための経費が漏れなく盛り込まれており、妥当な金額である

4. 特定、非特定の通知

- (1) 技術提案書を提出した者には、特定または非特定を通知する。このうち、特定しなかった者に対しては、その理由を書面により通知する。
- (2) 非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求められることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、書面により行うこととし、説明を求められることが出来る最終日の翌日から起算して10日（県の休日を除く）以内の消印で郵送する。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付方法、場所および受付期間は以下のとおりとする。

- ・受付方法：持参または郵送。  
※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。
- ・受付場所：Ⅲの1の(4)の提出先と同じ。

## 5. その他留意事項

- (1) 特定者は、契約書の作成を要する。
- (2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の技術提案書を無効とする。
- (3) 技術提案書提出期限後における記載内容の変更（追加）は、原則として認めない。
- (4) 提出された技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。特定を行う作業の終了後には裁断して廃棄する。
- (5) 提出された技術提案書およびその複製は、技術提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 技術提案書提出後も、随意契約の相手方として特定されるまでは、辞退することができる。また、辞退したことを理由として以後の特定等に不利益な取り扱いを受けるものではない。

### 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。